

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

(8) 議案第13号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

資料1 議案第13号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月12日

健康福祉局

議案第 1 3 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

平成 3 0 年度税制改正等に伴う国民健康保険法施行令の一部改正

2 改正の主な内容

(1) 被保険者均等割額の減額に係る基準額

| 軽減割合 | 基準額（現行） | 基準額（改正後） |
|------|--|---|
| 7 割 | 3 3 万円（基礎控除額相当額） | 4 3 万円（基礎控除額相当額） +（給与所得者等の数－1）× 1 0 万円 |
| 5 割 | 3 3 万円（基礎控除額相当額） + 2 8 . 5 万円×被保険者数 | 4 3 万円（基礎控除額相当額） +（給与所得者等の数－1）× 1 0 万円 + 2 8 . 5 万円×被保険者数 |
| 2 割 | 3 3 万円（基礎控除額相当額） + 5 2 万円×被保険者数 | 4 3 万円（基礎控除額相当額） +（給与所得者等の数－1）× 1 0 万円 + 5 2 万円×被保険者数 |

(2) 保険料の基礎賦課額に係る総所得金額等の額

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除適用後の金額とする。

(3) 所得割額の算定の特例措置

1 9 歳未満で前年の合計所得金額が一定金額以下の被保険者と同一世帯の被保険者を対象とする所得割額の算定の特例措置について、控除対象者の合計所得金額に係る上限を 3 8 万円から 4 8 万円に引き上げる。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市国民健康保険条例</p> <p>昭和33年4月1日条例第15号</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p> <p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は</p> | <p>○川崎市国民健康保険条例</p> <p>昭和33年4月1日条例第15号</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p> <p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第35条の3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2 第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2 第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の場合における地方税法第314条の2 第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における</p> | <p>しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2 第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2 第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の場合における地方税法第314条の2 第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定</p> | <p>第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2</u></p> | <p>する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u>を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2</u></p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> | <p><u>項に掲げる金額</u>に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u>に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> | <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>附 則</p> | <p>附 則</p> |
| <p>（保険料に係る所得割額の算定の特例）</p> | <p>（保険料に係る所得割額の算定の特例）</p> |
| <p>2 当分の間、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。）が48万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の2の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって</p> | <p>2 当分の間、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。）が38万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の2の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>同年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が48万円以下である被保険者（以下「控除対象者」という。）と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と</p> | <p>同年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が38万円以下である被保険者（以下「控除対象者」という。）と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第17条中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号</p> | <p>同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第17条中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た</p> | <p>に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）)とあるのは「特例対象被保険者等」とする。</p> <p>（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>4 当分の間、納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第32条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（)とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>附 則（令和3年 月 日条例第 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> | <p>額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）)とあるのは「特例対象被保険者等」とする。</p> <p>（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>4 当分の間、納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第32条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（)とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p> |

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p> | |